

特別養護老人ホームの居室の定員に係る基準について

特別養護老人ホームの居室の定員については、原則 1 人（個室）とし、令和 2 年度末までの経過措置として 4 人まで（多床室）認めてきた。

このたび、経過措置の期限を迎えるので報告する。

1 特別養護老人ホームの居室に係る現状

(1) 現状

・・・資料 2 - 2

条例等（※）において、特別養護老人ホームの居室は、原則個室とするが、入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができると認められる施設整備については、定員の半分以上を個室とする条件で多床室を認める経過措置を平成 25 年度に設け、これまで 2 回延長してきた。

（※）「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び同条例施行規則並びに「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び同条例施行規則、高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針

平成 24 年 10 月 社会福祉審議会総会

（居室の定員に係る基準について審議）

平成 25 年 4 月 基準条例及び規則施行（平成 26 年度末まで経過措置設定）

平成 26 年 11 月 社会福祉審議会総会（基準の経過措置延長について審議）

平成 27 年 4 月 基準条例施行規則の附則の改正施行（経過措置延長）

平成 29 年 11 月 社会福祉審議会総会（基準の経過措置延長について審議）

平成 30 年 4 月 基準条例施行規則の附則の改正施行（経過措置延長）

(2) 平成 25 年度以降の施設類型別の整備状況（H25.4～R2.10）・・・資料 2 - 3

平成 25 年度から現在までに新規に整備した 31 施設のうち、27 施設は全てが個室のみの施設であり、4 施設は個室と多床室を合築している。

施設数	施設数	整備床数
整備施設合計	31 施設	2,617 床
個室のみ	27 施設	2,458 床
個室と多床室の合築	4 施設	159 床

2 今後の方針（案）

経過措置を設けた平成 25 年当時と比べ、個室の割合が増加する一方、入所待機者の数や定員 1 人当たりの待機者数が減少しており、待機者は多床室を含めて概ね 1 年未満で入所できる状況にある。

経過措置を延長しないこととしても、当面既存の多床室の数は維持されることから、多床室の入所ニーズも受け止めることが可能である。

従って特別養護老人ホームの整備にあたっては、入所者のプライバシーを守り、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重するため、居室定員を 1 人（特別な事情が

ある場合は２人）とし、令和２年度末まで条件付きで認めてきた多床室（定員４人まで）の整備に係る経過措置は延長しないこととする。

【参考】特別養護老人ホームの定員と待機者の状況

時点	定員数			待機者数 (C)	定員１人当たりの 待機者数(C/A)
	総数(A)	うち個室人数(B)	割合(B/A)		
平成25年	8,551人	3,352人	41.5%	11,698人	1.4人
平成29年	10,594人	5,467人	51.5%	6,558人	0.6人
令和２年	11,352人	6,292人	55.4%	6,184人	0.5人

- ※ 政令市及び中核市を除く
- ※ 平成 25 年は待機者に要介護 1、2 を含む